



平成 18 年 5 月 31 日

各 位

会社名 株式会社九州リースサービス  
代表者名 代表取締役社長 榎本 重孝  
(コード番号 8596 福証)  
問合せ先 常務執行役員 業務本部長  
山下 伊佐夫  
(TEL 092-431-2530)

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法 362 条 4 項 6 号)

(会社法施行規則第 100 条 1 項 4 号)

- (1) 当社は経営理念、倫理規程等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役、使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、役職員の教育、啓蒙を図る。
- (3) 監査室はリスク管理室と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、常務会等に報告するものとする。
- (4) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。

重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社役職員に開示し、周知徹底するものとする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条 1 項 1 号)

- (1) 取締役は取締役の職務執行に係る情報へのアクセス確保のため、文書または電磁的媒体に記録し、当社文書管理規程に則り保管、管理を行うものとする。
- (2) 文書管理担当部署は、文書の保管方法、保管期間等について実態と現規程との整合性を検証し、必要に応じて見直すものとする。

### 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条1項2号)

- (1) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社グループ全体のリスクを網羅、総括的管理を行う。
- (2) 「リスク管理規程」に基づいて、新たに発生したリスクについては、担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。
- (3) 役職員のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的を実施する。また必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項3号)

- (1) 取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
- (3) その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
- (4) 常務会、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

### 5．当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項5号)

- (1) 当社グループの業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要なグループ会社への指導、支援を実施する。
- (2) 監査室は定期的にグループ会社の内部監査を実施し、グループ会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、常務会等に報告するものとする。
- (3) グループ会社を担当する役員または担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。

### 6．監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条3項1号)

(会社法施行規則第100条3項2号)

- (1) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
- (2) この補助使用人の異動には監査役の同意が必要とし、またその人事評価は監査役が行う。

(3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

#### 7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条3項3号)

(1) 取締役または使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

その他当社行動規範、倫理規程への違反で重大なもの

(2) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

#### 8. その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条3項4号)

(1) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(2) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

以上